

その2

申2号 就業規則等の改正に関する団体交渉を行う!

組合 JR東日本を経験したと言っているのであれば、グリーンスタッフ経験者も同様ではないのか。

会社 グリーンスタッフは社員ではなくて、五年間の契約社員であり当社にて新たに雇用契約を締結している為、今回の件では対象にならない。

組合 JR東日本で五年間業務をしてきたのに対象にならないのはおかしい。今後の改正時には検討して頂きたい。

会社 意見は承るが、現在は考えていない。

四、ボランティア休暇の新設理由を明らかにすること。また、日単位の無給の理由について明らかにすること。

会社 災害現場におけるボランティア活動等、国内の社会貢献意欲の高まりの中で社員が率先して、社外活動に参画できる機会を提供するため新設することとした。本休暇の取得は本人の自由意思であり、業務との関連性も薄いことから、ボランティア活動に参画できる機会を提供することを第一の目的として無給休暇とした。

組合 ボランティア休暇の新設で日数について1日から30日とした理由は何か。

会社 期間は、業務運営上の可能な期間及びボランティア期間について約30日程度が基準でないかと思い設定した。

組合 活動先については国内外が可能なのか。

会社 国内外可能である。

組合 休暇申請方法や活動内容等に制限はあるのか。

会社 申請方法などについては現時点調整中である。決定次第通達にて周知をする。また、活動内容については、政治・宗教活動等は使用できないが、常識の範囲で判断して欲しい。

五、家族手当の増額について、2人及び3人以上を改正する理由を明らかにすること。

会社 複数の親族を扶養する社員が安心して働くことができるよう増額することとした。

組合 扶養親族数が1人の場合の金額の増額を望んでいる。

会社 今回は改正しないが、皆さんから要望があった事について理解する。

六、移転料及び別居手当を新設する根拠を明らかにすること。

会社 社員のキャリアアップを図るための転居を伴う異動を想定し、移転料及び別居手当を支給することとした。

組合 今回新設をする移転料及び別居手当を支給する条件などはあるのか。

会社 移転料については現在の住まいから職場まで90分以上で勤務する場合は移転する際に一回のみ支給する。

また、別居手当については、新居と家族が住んでいる場所まで60分以上で毎月支給する。

組合 現在住んでいる家と新居の住宅手当と別居手当を併用支給するのか。

会社 確認をさせて頂き、別途回答する。

組合 移転料の金額についての様に決定したのか。

会社 単身者向けの引越プラン等を参考にした。

組合 移転料の支給によって強制的に寮の退去をさせることは無いのか。

会社 強制的に寮を退去させる事は無い。人事異動については会社が必要としている職場に転勤をしてもらう。